

世代間対立あるいはトリレンマ

～新型コロナウイルス感染症対策の妙手はあるか？～

調査情報担当室 前田 泰伸

《要旨》

我が国の経済・社会は、今年（令和2年）に入り、新型コロナウイルス感染症によって大きな影響を受けている。本稿では、新型コロナウイルス感染症対策（主に経済面）の在り方における、基本的・原理的・根本的な部分での問題点（矛盾）について考えることとする。その問題点とは、高齢者と現役世代の間での世代間対立である。つまり、新型コロナウイルス感染症による死亡リスクの高い高齢者を守るためには外出規制を厳しくして感染拡大を防ぐ必要があるが、その場合には、サービス業や接客業等を中心に経済活動が大幅に抑制されるため、働いて生活をする現役世代は、休業等による収入減、更には失業、終には自殺などの諸々の苦難に見舞われる可能性がある。そこで、現役世代を助けるために事業者や労働者等への財政的な支援を充実させることとすれば、元々厳しい状況にある我が国の財政がますます悪化し、それにより財政破綻のリスクが高まってしまう。結局、高齢者、現役世代、我が国の財政という三者を同時に無傷で助けることはできないというトリレンマに陥ってしまうのであるが、こうした世代間対立やトリレンマについては、克服はできなくても、どうにかしてそれらを緩和することが必要である。

1. はじめに¹

我が国の経済・社会は、今年（令和2年）に入り、新型コロナウイルス感染症によって大きな影響を受けている。我が国では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止のため、4月には「緊急事態宣言」により国民に外出の自粛

¹ 本稿は令和2年8月17日午前までの公開情報に基づいて執筆している。なお、場合によっては、本稿の脱稿から印刷・公表に至るまでの間、感染者の急増やウイルスの変異（新型コロナウイルスはRNAウイルスであり変異が起りやすいと言われている）等により、状況が大きく変化している可能性もあり得る。

や店舗の休業等を求める一方で、経済的な支援策として令和2年度補正予算(第1号、第2号)に中小企業への持続化給付金や国民一人一律10万円の特別定額給付金等を盛り込むなど、様々な施策が採られてきたところである。なお、緊急事態宣言は5月25日には全都道府県で解除されており、今(8月)現在は経済活動のレベルを徐々に引き上げていこうという段階であるが、新型コロナウイルスへの感染者は6月下旬以降になると再び増加しており、先行きが懸念されている状況となっている。

本稿では、主に経済的な側面における新型コロナウイルス感染症対策の在り方に関し、個別具体的な施策ではなく、基本的・原理的・根本的な部分における問題点(矛盾)について考えることとしたい。問題点とは、端的に表現すると、新型コロナウイルス感染症対策は、方法によっては、高齢者と現役世代(本稿では、現役世代に若者や子供も含めて考えることとする)の間での世代間対立に至る可能性があり、のみならず、高齢者と現役世代の両方を助けようとする我が国の財政が破綻するかもしれないという、一種のトリレンマに至るのではないかということである。なお、こうした世代間対立やトリレンマは、現実には起こらなければそれに越したことはないのであり、本稿における見方・考え方は、筆者としては、弁証法的な文脈におけるアンチテーゼ、つまり克服されるべき課題として提示したつもりである。

2. 新型コロナウイルス感染症対策をめぐる世代間対立

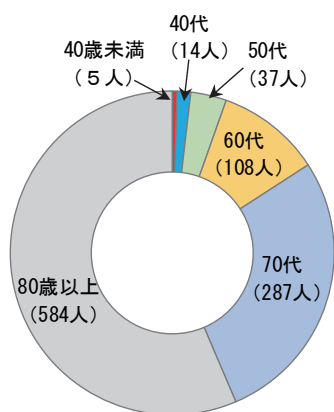
(1) 新型コロナウイルス感染症対策と高齢者

新型コロナウイルス感染症対策としてこれまで行われた種々の施策のうち、最もインパクトがあったものは、緊急事態宣言による外出の自粛や店舗の休業、あるいは緊急事態宣言の前からであるが学校の臨時休業など、一連の外出規制(ただし、日本では罰則など法的な強制力はない)ではなかったかと思われる。基本的には、これらの外出規制の効果としては、一方ではむやみに外に出ないようにすることにより新型コロナウイルスへの感染を抑えることができるという利益があり、他方では外出規制によりサービス業や小売業などを中心として経済活動が抑制されるという不利益がもたらされるものである。ただ、これらの利益と不利益が国民各人に対してそれぞれ均等に割り当てられていたかという点、外出規制の効果に限って見た場合の話であるが、残念なことに、各人の受ける利益と不利益は、その人の属する年齢層によってかなりの不均衡があったのではないかと考えざるを得ない。

図表1は新型コロナウイルス感染症による年齢階級別死亡者数であるが、厚

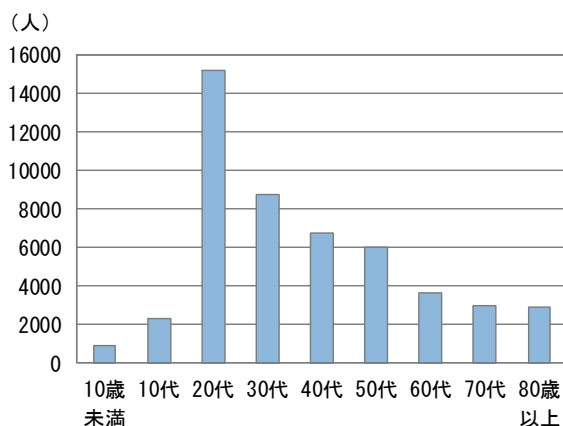
生労働省の8月時点での集計では、新型コロナウイルス感染症により死亡しているのは、圧倒的に高齢者が多くなっている²。また、若者や子供も感染しないわけではないが(図表2)、仮に感染したとしても、重症化(図表3)や死亡(図

図表1 新型コロナウイルス感染症による年齢階級別死亡者数



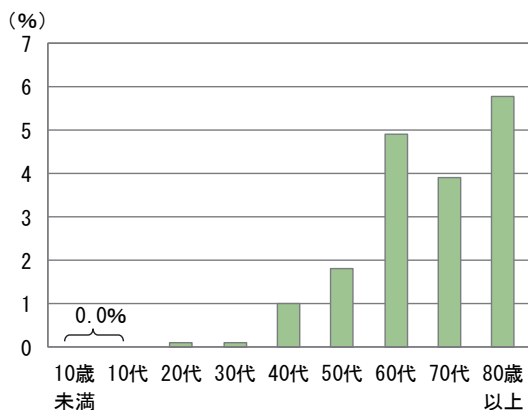
(注) 令和2年8月12日18時時点の数値である。
(出所) 厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の国内発生動向」より作成

図表2 年齢階級別陽性者数



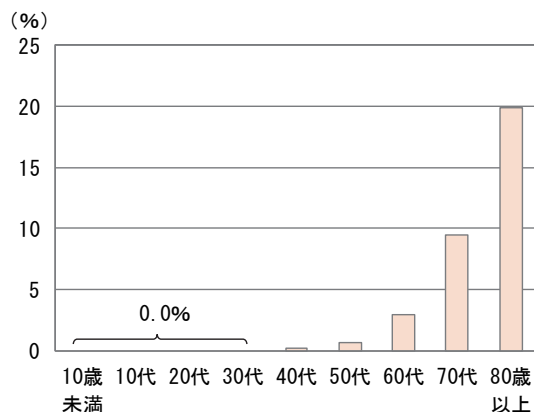
(注) 令和2年8月12日18時時点の数値である。
(出所) 厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の国内発生動向」より作成

図表3 年齢階級別重症者割合



(注) 1. 年齢階級別に見た重症者数の入院治療等を要する者に対する割合である。
2. 令和2年8月12日18時時点の数値である。
3. 少数第二位以下は四捨五入。
(出所) 厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の国内発生動向」より作成

図表4 年齢階級別死亡率



(注) 1. 年齢階級別に見た死亡者数の陽性者数に対する割合である。
2. 令和2年8月12日18時時点の数値である。
3. 少数第二位以下は四捨五入。
(出所) 厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の国内発生動向」より作成

² 図表1から図表4は、厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の国内発生動向」(https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/kokunainohasseijoukyou.html#h2_3)より作成したものであるが、同資料は、このところ毎週更新されている。印刷に要する時間との関係で、本稿公表時には図表1から図表4に最新の状況が反映されていない可能性がある。

表4) のリスクは非常に低いという結果である。そうであれば、大まかに言えば、外出制限で利益を受けたのは感染による死亡のリスクを引き下げることができた高齢者であり³、これに対して現役世代には、高齢者と比べるとそれほど利益がないところに、後述のような経済活動の抑制による不利益がとりわけ重くのしかかることになったと言えるのではなかろうか。

緊急事態宣言が解除された後の6月下旬、特に7月に入ってから、新型コロナウイルス感染症の感染が再び拡大し、今度は若者を中心に感染が広がっている。若者にとっては、仮に新型コロナウイルスに感染してもとりあえず命だけは無事ということであれば⁴、外出して感染した場合に熱を出して寝込む程度の苦痛はあるにせよ、その苦痛は毎日家に閉じこもりフラストレーションをため込む苦痛に比べると小さい⁵という判断となったとしても、それは、一概に不合理な⁶判断であるとは言えないであろう。現役世代の目線で考えた場合には、緊急事態宣言などによる外出規制は、むしろ高齢者を意識した高齢者のための施策であり、これはまさに「シルバー民主主義⁷」の現れではないかという批判も一応は可能であろう。こうした批判は、外出規制における高齢者と現役世代との間での利益の不均衡という点に鑑みれば、それなりに正鵠を得たもののようにも思われる⁸。

³ なお、一般論としては、死亡率(人口10万対)は本来的に加齢によって高くなる傾向がある。令和元年年は、例えば30~34歳では46.0人であるが、60~64歳では565.5人であり、日本では平均寿命が延伸しているとはいえ、70~74歳では1,364.4人、80~84歳では4,186.6人、90~94歳では13,965.9人、100歳以上では42,149.3人と、死亡率は加速度的に上昇していく(厚生労働省「令和元年人口動態統計月報年計(概数)」参照)。

⁴ ただ、若者のリスクは、完全にゼロであるとは言えない。海外では軽症でも後遺症が残る可能性が指摘され(荻原和樹「「コロナはただの風邪」と言う人が知らない事実」(東洋経済オンライン(<https://toyokeizai.net/articles/-/362511?page=3>))参照)、我が国でも、40歳未満の死亡例や重症化例は少数であるが確認されている(図表2、図表4)。

⁵ 単にフラストレーションをため込む程度で済めばよいが、緊急事態宣言との関連で在宅勤務が増えたことから、“コロナ離婚”という言葉がよく聞かれるようになったり、在宅勤務でパソコンに向かって横で泣いたり騒いだりしている子供に激昂し、思わず手を上げてしまう(“コロナDV”)など、実害や社会的損失等も発生している。

⁶ 本稿では、合理的であることと道徳的であることは別問題と考えている。したがって、合理的であってもとんでもなく不道徳ということは、理論的にはあり得る。

⁷ シルバー民主主義とは、少子高齢化により高齢者(シルバー)の割合が上昇し、政治家が多数派の高齢者に配慮した政策を優先的に打ち出すことにより、政治に対する高齢者層の影響が大きくなることである。そして、他方では、少数派である若者の意見が政治に反映されにくくなるため、世代間の不公平、更には世代間対立につながると考えられている。

⁸ なお、新型コロナウイルスの感染者が急増し、医療機関が対応しきれなくなると、医療崩壊が起こり、老若男女の別なく誰に対しても大変な不利益が降りかかるという議論もある。ただ、医療の関係については専門的な議論も必要でもあるため、この点については別稿に譲ることとしたい。

（２）新型コロナウイルス感染症対策と現役世代

ここでは引き続き外出規制について、今度は現役世代が受ける不利益という点から具体的に考えることとしたい。一連の外出規制が要因となって、我が国の経済は大きなダメージを受けており、とりわけ、お客が来なければ商売が成り立たないサービス業や小売業では、緊急事態宣言発令中の４月や５月は売上が激減している。例えば、日本百貨店協会「全国百貨店売上高概況」によれば、売上高前年同月比は４月▲72.8%、５月▲65.6%であり、６月も▲19.1%と苦境が続いている。また、日本フードサービス協会「JF 外食産業市場動向調査」によれば、外食産業の売上高前年同月比は全体では４月▲39.6%、５月▲32.2%であるが、その中でもパブや居酒屋では４月▲91.4%、５月▲90.0%と、とにかくひどい落ち込みぶりであり、６月も全体で▲21.9%、パブや居酒屋は▲60.1%である^{9, 10}。また、東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」によれば新型コロナウイルス関連倒産も増加しており、４月71件、５月61件、６月94件、７月89件となっている。こうした状況の反映なのか、完全失業率（季節調整値）についても、３月2.5%、４月2.6%、５月2.9%、６月2.8%と（総務省「労働力調査」）、徐々に悪化傾向にある。以上のような経済活動の停滞を背景として、内閣府により８月17日に発表された４～６月期のGDP成長率（1次速報値）は、実質（季節調整値）では前期比▲7.8%（年率換算▲27.8%）と、戦後最大の落ち込みとなっている。

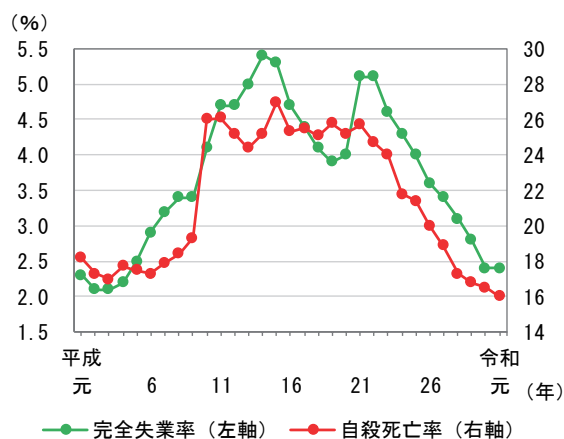
経済状況が悪化していった場合、最も不利益を被るのは、働いて生活の糧を得ることがスタンダードと考えられている現役世代である。事業がうまくいかない、会社から解雇されたなどによって仕事を失った場合には、我が国では雇用保険や生活保護等のセーフティーネットが整えられているとはいえ、収入がなく借金が膨らむばかりで二進も三進もいかなくなると、最終的には自殺に至るといふことも、往々にしてあり得ることである。失業と自殺に相関関係があることはよく知られた事実であるが、完全失業率と自殺死亡率の年次推移を図表にして両者の動きを比べてみると、これらは非常に似通った動きとなっている（図表5）。のみならず、今後も経済状況が改善せず、仮に緊急事態宣言が再び出されるなどにより失業率が加速度的に上昇することになったとすれば、平

⁹ 令和2年3月から5月の消費の動向については、拙稿「最近の個人消費の動向について」（参議院事務局企画調整室『経済のプリズム』第188号（令和2年7月）11頁）参照。

¹⁰ サービス業や外食産業だけではなく、製造業等についても、経済産業省「鉱工業生産指数」のうち生産指数（季節調整済指数）を見ると、3月は95.8であるが、4月は86.4、5月は78.7、6月は80.8と、緊急事態宣言発令中のみならず解除後も低調な動きが続いている。

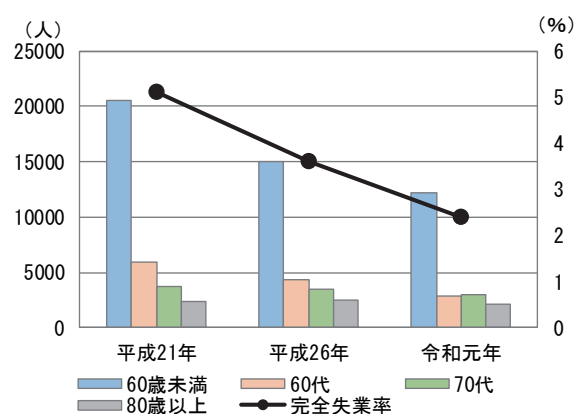
成10年代から20年代初頭のように年間約3万人の(なお、令和元年は20,169人)、あるいはそれ以上の人々が自殺してしまうかもしれない。ただ、これはあくまでも予想であり、確実にそうなるとは断言できないが、過去の完全失業率と自殺死亡率からうかがえる関係を未来に引き延ばして考えれば、おそらくは数千人単位で、場合によっては1万人以上、自殺死亡者が増えるであろうということは、容易に想像がつこうというものである。

図表5 完全失業率と自殺死亡率



(注) 自殺死亡率とは、人口10万人当たりの自殺者数である。
 (出所) 警察庁「(各年中における)自殺の状況」(平成元年～令和元年)、総務省「労働力調査」より作成

図表6 年代別自殺者数と完全失業率



(注) 棒グラフ(年代別自殺者数)は左軸、折れ線グラフ(完全失業率)は右軸である。
 (出所) 警察庁「(平成21、26、令和元年中における)自殺の状況」、総務省「労働力調査」より作成

さらに、平成21年から令和元年の5年毎の自殺死亡者数について年齢階級別に見ると(図表6)、自殺死亡者数が最も多いのは60歳未満、つまり現役世代であり¹¹、完全失業率の低下に伴う自殺死亡者数の減少幅が最も大きいのも60歳未満の現役世代である。自殺死亡者数は、平成21年から令和元年にかけて約12,500人減少しており、そのうちの約8,400人を60歳未満が占めている。60歳代での自殺死亡者数もそこそこ多くなっているが、この点については、平均寿命や健康寿命の延伸、高齢者雇用の取組の進展等により、60歳代(特に前半)では働いている人も比較的多く、現役世代の延長として捉えられる部分も多分にあるからではないかと思われる¹²。なお、図表6は、自殺者死亡数の規模感・

¹¹ 本稿では現役世代に10代、20代の若者も便宜的に含めているが、年齢階級別の自殺の特徴等について厳密に分析する場合には、こうした若者については40代や50代などの働き盛りの年齢層とは違った考慮が必要となろう。

¹² また、昨今の晩婚化を反映し、60代では子供がまだ大学生という可能性もあり、その場合には、教育費等に多くの費用が掛かり基本的に生活が苦しいといったことも考えられよう。

スケール感を表現するため、あえて自殺死亡者“数”に着目しているが¹³、年代別人口に占める自殺死亡者の割合という意味で自殺死亡“率”を見た場合についても、平成21年における年代別自殺死亡率を高い順に並べてみると、50代（38.5）、60代（33.5）、40代（32.1）の順に自殺死亡率が高くなっており、これらの年代は80歳以上（30.5）、70代（28.9）の自殺死亡率を上回っている¹⁴（警察庁「平成21年中における自殺の状況」）。

このように、緊急事態宣言に伴う外出自粛や店舗の休業などにより経済活動が抑制される場合には、そのことに伴う経済状況の悪化、失業率の上昇、更には自殺死亡率の上昇等により、最も多くの不利益（「被害」とも言えるのではない）を受けるのは現役世代であると言えよう。ところが、その一方で、引退後に年金を受給しながら、現役時に蓄えた貯蓄・貯金もそれなりにあるという高齢者にとっては、前述の経済状況の悪化や失業率の上昇などは、基本的にさしたる不利益にならず、高齢者自身の生活に直ちに悪影響を及ぼすものではないということも一応は言えよう¹⁵。したがって、俗な表現になるが、新型コロナウイルスの感染拡大はとにかく大変だということで、緊急事態宣言などを出して外出規制を厳しくした場合には、結果的に、感染による死亡リスクが高い高齢者は助かる（得をする）ことになるが、その反面、外出規制により経済活動が抑制されるため、働かなければ生活の糧を得ることのできない現役世代は割を食ってしまう（損をさせられる）ということになる。

更に言えば、こうした新型コロナウイルス感染症に係る高齢者と現役世代の利益の対立（矛盾）、すなわち世代間対立は、突き詰めて考えてみると、政策担当者に対して、新型コロナウイルス感染症によって死亡する高齢者の生命の価値と自殺によって死亡する現役世代の生命の価値のどちらを優先すべきなのかという、非常にシビアな利益衡量を要求するものともなろう。いわゆる“命の

¹³ 我が国では高齢化が進んでいるとはいえ、令和元年10月現在でも65歳以上人口の割合は総人口の28.4%であり（総務省「人口推計」）、“数”で見れば現役世代が多くなるのは当然の成り行きではある。

¹⁴ なお、令和元年の年代別自殺死亡率は、高い順に、50代21.1、80歳以上19.0、40代18.5、70代18.3、60代17.9となっている（警察庁「令和元年中における自殺の状況」）。また、平成21年から令和元年の自殺死亡率の改善の度合い（単純な引き算である）を計算すると、40代13.6、50代17.4、60代15.6、70代10.6、80歳以上11.5となり、現役世代の方が大きいということになる。

¹⁵ これは、全ての高齢者が年金も貯金もあるので困らないという意味ではない。生活保護を受ける世帯の半分以上（令和2年5月は55.6%（厚生労働省「非保護者調査（令和2年5月分概数）」）は高齢者世帯であり、高齢者の格差や貧困は、今般のコロナ禍とは別に解決を図るべき重要な課題である。

選択”は、医療従事者だけではないということである。とはいえ、高齢者と現役世代の両方が助かる方法、つまり、世代間対立を克服するための鬼手・妙手といったものがあるならば、それに越したことはないのであり、我々としては、そういう方法を発見するため、兎にも角にも知恵を絞るべきではないかということになる。

3. 高齢者と現役世代の両方を助けると今度は財政が助からない

(1) 世代間対立を克服するための取組としての各種支援策

ここからは、前述のような世代間対立を克服するための取組について述べていくこととする。ただ、こうした取組については、仰々しく“世代間対立”という言葉で冠するのでなければ、既に多くのことが行われている。具体的には、令和2年度補正予算（第1号、第2号）による財政的な裏付けとともに、個々具体の施策としては、世帯や個人に対する一人一律10万円の特別定額給付金、子育て世帯（児童手当受給世帯）への臨時特別給付金、ひとり親世帯への臨時特別給付金などの給付金のほか、国民健康保険料等の減免、納税猶予や公共料金の支払猶予、また、中小・小規模事業者に対しては、売上が落ち込み事業の継続が難しい場合の持続化給付金、家賃の支払いが難しい場合の家賃支援給付金のほか、雇用維持のための雇用調整助成金、資金繰りのための実質無利子無担保融資、国税、地方税、社会保険料の納付猶予などである¹⁶。

これらの施策は、一般的には、今般のコロナ禍により生活が苦しくなった人々や事業者に対する財政的な支援、あるいは可処分所得を増やすことで消費喚起につなげる経済対策として位置付けられているが、世代間対立の克服という意味では、次のように整理することができよう。新型コロナウイルス感染症の感染拡大を抑止するため外出規制等を行った場合に世代間対立となる理由は、端的に言えば、利益は高齢者に、不利益は現役世代に偏っているところに不公平・不公正が存するからであり、こうした不公平・不公正が解消されるのであれば、世代間対立は起きないだろうということになる。そこで、対策としては、現役世代の不利益とは外出規制により経済活動が抑制され働けなくなることであるから、国や地方自治体が、事業者や労働者に対し、商店の売上や労働者の賃金に相当する金銭の給付を行うとともに、各種の経費・費用の負担を肩代わりす

¹⁶ 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室の新型コロナウイルス感染症対策ホームページ (<https://corona.go.jp/>) では、「各種支援・取組み」のところで、新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援を一覧表形式に分かりやすくまとめて掲載している。

ることとすれば、事業主や労働者にとっては、働いて利益や賃金を得たのとはほぼ同視できる状態となるのではないか。要するに、政府により“休業補償”が完全になされるならば、現役世代は事業の継続や生活の維持ができなくなることはなく、ましてや行き詰まって自殺に至ることもないだろうということである。これは、結局、資本主義的にお金で全てを解決しようということであり、仕事・労働そのものが失われることには変わりはないが¹⁷、外出規制により基本的に外で働いてはならないという制約がある中では、やむを得ないところであろう。

（２）危機的な財政が今度こそ本当に破綻してしまわないだろうか

新型コロナウイルス感染症対策について経済的な面から見てみると、給付金・支援金・助成金など名目は様々であるが、前述のような支援策がまさに目白押しといった状況である。こうした支援は我が国だけではなく各国でも行われているが、我が国の場合には、言うまでもなく、財政は以前から非常に厳しい状況にある。とはいえ、手をこまねいているわけにもいかないのが、新型コロナウイルス感染症対策のための補正予算（第1号、第2号）が第201回国会において成立し、補正予算における追加歳出は、一般会計の総額で第1号では25.7兆円、第2号では31.9兆円と空前の規模となっている¹⁸。ただ、そのための財源は、国債の追加発行に頼らざるを得ず、今年度の国債の新規発行額は当初予算も合わせて90.2兆円と、これもまた過去最高額となっている。

補正予算を反映させて一般会計等の推移を示したものが図表7である。図形的に見た印象としては、赤い折れ線（一般会計歳出）が上方にスパイクのように突き出した少々異様な姿となっているが、それだけ新型コロナウイルス感染症対策に膨大な予算をつぎ込む必要があるのだと言えよう。なお、一般会計税収は令和2年度も近年の増加傾向を受けた推移となっているが、これは、当初予算の数値（63.5兆円）によるものである。しかし、我が国の経済状況はこれまで述べてきたように非常に悪化しているため、現実には、税収が想定に比べ

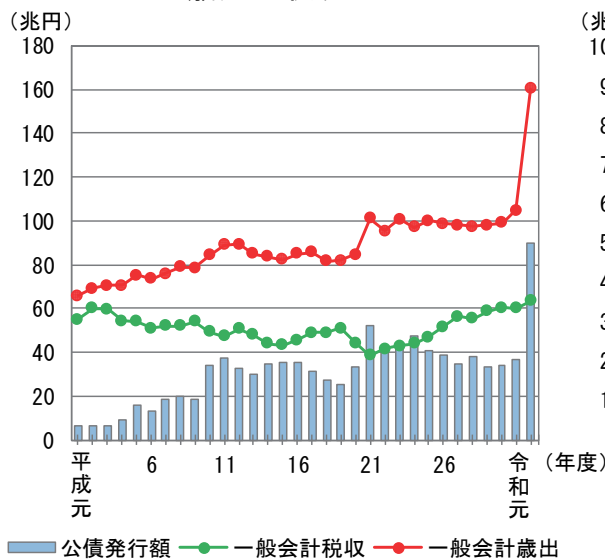
¹⁷ これまで何十年も夫婦で切り盛りしてきたラーメン屋や大衆食堂が、今般のコロナ禍の影響により客足が途絶え、「仕方ない。歳も歳だから、この際、廃業・引退しよう」ということになれば、これは、お金（支援策）では解決できない課題ということになる。こうした廃業が多く出てくるとなれば、大衆文化や庶民文化という文化的な観点から見た場合には、経済的な損失以上に、取り返しのつかない文化の喪失ということにもなるのではなかろうか。

¹⁸ 財務省ホームページ (https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2020/fy2020.html) 参照。

て下振れすることも考えられる。

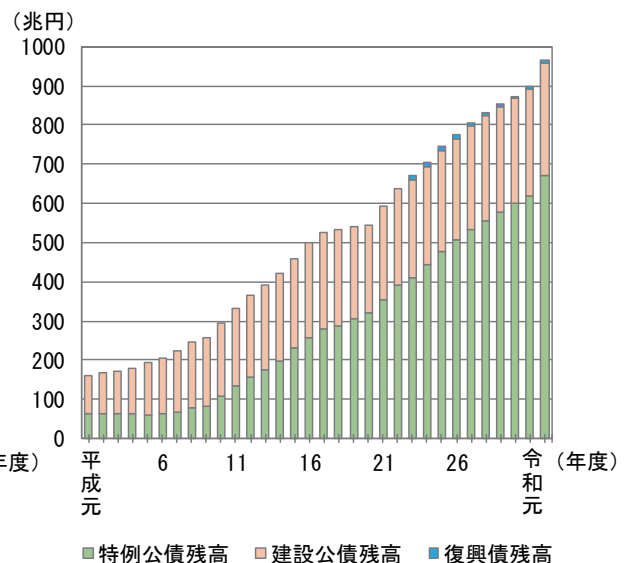
また、我が国の普通国債残高は増加が続いており、令和2年度は補正予算（第1号、第2号）を反映すると964兆円（見込み）と、1,000兆円に届きそうな勢いとなっている（図表8）。もっとも、図表8では、令和2年度の普通国債残高が前年度に比べて極端に大きく跳ね上がるということはなく、図形的に見た場合にはさほど不自然な感じは受けない。こうした感じ方は、多少のブラックジョークを交えて言い換えれば、我が国の国債残高は令和2年度以前でも既に財政の持続性が危ぶまれるほどの非常に莫大な額にまで積み上がっているため、令和2年度の新規公債発行額が過去最高額となったにせよたかだか90兆円程度に過ぎないのであれば、これまでの発行額の残高をグロス（総量・全体量）として見た場合には特段の変わったことは起きていないようにも見えてしまうと表現することもできよう。更に言えば、こうした見方は、いわゆる“茹でガエル”状態あるいは正常性バイアス¹⁹に陥った場合の物の見方として捉えることもできそうに思われる。

図表7 一般会計における歳出・歳入の状況



(注) 平成30年度までは決算、令和元年度以降は補正後予算による。
(出所) 財務省「日本の財政関係資料」(令和2年度補正予算反映)より作成

図表8 普通国債残高の累増



(注) 平成30年度までは3月末現在値、令和元年度以降は補正後予算による。
(出所) 財務省「日本の財政関係資料」(令和2年度補正予算反映)より作成

¹⁹ 正常性バイアスとは認知バイアスの一種であり、何らかの被害等が予想される状況でも正常な日常生活の延長として捉え、「自分は大丈夫」、「まだ大丈夫」など、不都合な情報を無視したり過小評価したりすることである。

なお、我が国の財政に関しては様々な見方があり、国債は国にとっては負債でも国民にとっては資産である、債務をグロスではなくネット（グロスの債務から資産を差し引いた純債務）で見れば現状は危機的というほどではない、そもそも戦争のような異常事態が背景になれば財政危機やハイパーインフレなどは起こらないなどの従来のものに加え、最近ではMMT（現代貨幣理論）²⁰を援用し、日本のように自国通貨を発行している国ではインフレ率が悪化するのではない限り政府の債務残高の増加は問題にならないという主張もある。とはいえ、政府の債務残高の増加が理論的にも実証的にも財政破綻とは完全に無関係であると断言できるのでなければ、政府の債務残高の増加は最終的に財政破綻に至るリスク（確率）を高める可能性があるということ、完全に否定できないのではなかろうか。

新型コロナウイルス感染症対策に関して、「今は国民の生活が危機だ」と、ここぞとばかりに支援策の大盤振る舞いを続けた場合には、元々厳しい状況にあった我が国の財政が更に悪化することは必定であろう。つまり、政府の債務残高がますます積み上がり、今度こそ本当に財政がもたないことになるかもしれない。本当にそうなるかどうかは“神のみぞ知る”であるが、仮に財政危機が現実のものになってしまったとすれば、戦後の混乱期のような預金封鎖や財産税など、有り体に言えば、わけの分からない非常事態のような状況²¹になることも考えられる。したがって、こうした悲劇を避けるためには、あるいは、悲劇に至る可能性（確率）を引き下げるためには、いかに新型コロナウイルス感染症対策として財政支出・支援が必要であるとはいえ、現金が無限に湧き出す魔法の壺などは現実に存在しないということ、すなわち、財政支出・支援には自ずから限度があるということ意識する必要があるのではなかろうか²²。

4. おわりに～手はあるのか？

以上述べてきたように、今般の新型コロナウイルス感染症対策については、基本的・原理的・根本的には、高齢者と現役世代の間には世代間対立、財政も

²⁰ MMTについては、多数の著作や論文等でその内容が紹介されている。例えば、井上智洋『MMT 現代貨幣理論とは何か』（講談社選書メチエ（令和元年12月））などを参照。

²¹ おそらくは、老若男女問わず全国民にとって、医療崩壊（前掲注8）以上の災厄・大惨事となる。なお、預金封鎖や財産税など、戦後の債務調整については、河村小百合「財政再建の選択肢（上）」（『金融経済ビジネス』（平成26年4月）4頁）参照。

²² 我が国の財政が今回の“コロナ危機”をどうにか乗り切った場合には、当然ながら課題は財政再建となり、そのためには、東日本大震災後の復興特別税などのような、あるいはそれ以上の新たな国民負担が発生することが予想される。

含めて考えた場合にはトリレンマという、解決が非常に困難な課題がある。すなわち、新型コロナウイルス感染症から高齢者を守るためには外出規制を厳しくして感染拡大を防ぐ必要があるが、そうした場合には、経済活動はサービス業や接客業等を中心に大幅に抑制されるため、働いて生活をする現役世代は、休業等による収入減、更には失業、終には自殺などの諸々の苦難に見舞われることとなり²³、現役世代を助けるために財政的な支援を充実させるとすれば、元々厳しい状況にある我が国の財政がますます悪化し、それにより財政破綻のリスクが高まり、すぐにではなくても、今度こそ本当に財政が破綻してしまうかもしれないということである。本稿の冒頭においては「アンチテーゼ」や「克服されるべき課題」などと大上段に構えてみたものの、高齢者、現役世代、我が国の財政のうちどれかをやむを得ず犠牲にするのではなく、これら三者を完全に無傷で助けるということになると、そのためには、思いのほか早く新型コロナウイルスへの特効薬やワクチンが開発され、安価かつ大量に供給されるなど、歴史に残る鬼手・妙手といった類いのものがなければ不可能であろう。とはいえ、高齢者、現役世代、我が国の財政は、そのどれも犠牲にするわけにいかないものである。現実的な対応・方策を考えるとすれば、結局のところ、新型コロナウイルス感染症の爆発的な感染拡大が起こらないようにして高齢者を守りながら、経済活動の抑制をなるべく少なくして現役世代も守りつつ、できるなら財政的な支出や支援をなるべく控えめにして財政破綻が現実化しないようにする²⁴という、何やら漠としたところに落ち着かざるを得ない。つまり、高齢者、現役世代、我が国の財政のいずれもが完全に無傷で助かっているとは言いがたいとしても、それら三者のいずれかが完全に助かっている状態に陥ることだけは避けるということであり、世代間対立やトリレンマの克服は無理であるとしても、それらをできる限り緩和し、こうした矛盾が抜き差しならない

²³ 本稿では詳しくは触れなかったが、緊急事態宣言以前から行われた学校の臨時休業についても、学業の遅れのみならず、子供の学業の面倒を看ることができる家庭とその余裕がない家庭の間での学力格差の拡大や、子供の栄養のために学校給食を頼りにしているという貧困家庭に対するケアなど、検証すべき課題は多いのではないと思われる。なお、新型コロナウイルスへの感染拡大を契機として、学校の9月入学についての議論も行われたが、この点については、竹内健太「9月入学の見送り」（参議院事務局企画調整室『立法と調査』第426号（令和2年7月）178頁）参照。いずれにせよ、子供の目線に立った子供のための議論というものが（当然ながら、子供におもねるという意味ではなく）必要ではないかと思われる。

²⁴ なお、MMTを支持するなど、更なる財政出動を行っても基本的に問題がないとする立場で考えた場合には、新型コロナウイルスへの感染拡大防止のために緊急事態宣言の再発令など外出規制を強化するとともに、事業者への事業支援や国民の生活支援のためには財政支出を躊躇してはならないということになろう。

状態に陥ることだけは避けようということである。

令和2年8月現在は、新型コロナウイルス感染症が世間一般のニュースに取り上げられるようになって以降、約半年が経過している。その間には、世界各国で感染者や死亡者が増加する中でも、例えば我が国での新型コロナウイルス感染症による死亡者は欧米各国に比べるとかなり少ないなど²⁵、新型コロナウイルスに関する知識や知見も深まってきていると考えられる。こうした科学的な知識や知見を今後の新型コロナウイルス感染症対策に活かしていくべきことは当然であり、また、間違っても、偏見、風評、その時々々のムードなどが政策決定に影響を与えることがあってはならないということも、同様に当然のことと言えるであろう²⁶。

(内線75044)

²⁵ 我が国において新型コロナウイルス感染症による死亡者が少ない理由・要因については、手洗いやマスク等の生活習慣のほか、本来は結核予防のためのBCG接種が自然免疫の強化に作用した可能性、東アジアにおいて季節性の風邪に罹患することが新型コロナウイルスに対する訓練としてプラスに働いた可能性、また、山中伸弥教授（2012年にノーベル生理学・医学賞を受賞）の言う「ファクターX」など、様々な説明の試みがなされている。

²⁶ 新型コロナウイルス感染症の本当の脅威は、感染者の増加よりむしろ、国民の間に浸透した萎縮心理であり、政府は、①「若年・壮年者にとって新型コロナは脅威ではない」、②「感染者が増えるのは心配ない」、③「日常生活を取り戻そう」というメッセージを発信することが必要であるという見解もある（杳村秀樹「新型コロナ感染が再拡大 本当の脅威は何か？」（日本総研『経済・財政レポート<<新型コロナシリーズ No35>>』（令和2年7月）参照）。

